

【当面の生活資金や生活再建の資金が必要】

支援策の名称	4 被災者生活再建支援制度																					
支 援 の 種 類	給付																					
支 援 の 内 容	●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table><tr><td></td><th colspan="2">住宅の被害程度</th></tr><tr><td></td><th>全壊等</th><th>大規模半壊</th></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table><tr><td></td><th colspan="3">住宅の再建方法</th></tr><tr><td></td><th>建築・購入</th><th>補修</th><th>賃借 (公営住宅を除く)</th></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。		住宅の被害程度			全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法				建築・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊等	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の再建方法																					
	建築・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	●住宅が全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※)下記の世帯を含みます。 ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯)																					
お 問 合 せ 先	市民生活部環境防災課 024-575-1197																					

【被災地での健康を守るための一口メモ】

●生活・身の回りのことについて

～生活環境について～

①室内の環境

- ・定期的な清掃を行うこと心がけましょう。
- ・病気の方、高齢の方に配慮しつつ、寒気十分に配慮して換気をしましょう。
- ・避難生活が長期になると、布団にダニが繁殖しやすいため、定期的な清掃のほか、できれば、布団・毛布等の日干しを行うことが望ましいです。

②屋外の環境

- ・避難所のゴミは定期的収集して、避難所外の見捨てられた場所において管理してください。